

山梨県公報

第七百十四号

平成十八年

十一月十三日

日 曜 月

目 次

合併市町村の人口を当該市町村の山梨県議会議員選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口	八一五
県営土地改良事業の完了(二件)	八一五
道路の区域変更(二件)	八一五
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	八一六
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定	八一六
開発行為に関する工事の完了について(二件)	八一八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	八一八

告 示

山梨県告示第五百六十四号

市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四十年政令第五十二号)第十三条第一項の規定により、平成十八年八月三十一日付け官報で公示された平成十七年国勢調査における合併市町村の人口を当該市町村の山梨県議会議員選挙区に属する区域の人口にあん分して得た人口を、次のとおり告示する。

平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

合併市町村名	選挙区名(旧市町村名)	選挙区にあん分された人口
山梨市	東山梨郡選挙区(牧丘町、三富村)	六、八九〇
	山梨市選挙区(山梨市)	三一、七九六
南アルプス市	中巨摩郡選挙区(八田村、白根町、芦)	七一、〇五五

北杜市	安村、若草町、櫛形町、甲西町)	四二、一六九
甲斐市	北巨摩郡選挙区(明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村)	
	中巨摩郡選挙区(竜王町、敷島町)	五九、八八四
	北巨摩郡選挙区(双葉町)	一四、一七八
笛吹市	東山梨郡選挙区(春日居町)	七、四一〇
	東八代郡選挙区(石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村)	六三、七八〇
上野原市	南都留郡選挙区(秋山村)	二、一二九
	北都留郡選挙区(上野原町)	二六、八五七
身延町	西八代郡選挙区(下部町)	四、九一五
	南巨摩郡選挙区(中富町、身延町)	一一、四一九

山梨県告示第五百六十五号

県営土地改良事業(みとみ地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成十八年七月三十一日をもって完了した。
平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五百六十六号

県営土地改良事業(塩山勝沼地区田園空間整備事業)の工事は、平成十八年九月十五日をもって完了した。
平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年十二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の四地先から 北都留郡丹波山村字大常木一四四六番の四地先まで	一八・三 四七・四	一三・一 二七・一		一三三・九

山梨県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年十二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府中央右左口線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
中央市大字乙黒字下河原七四八番の一地先から 中央市大字乙黒字下河原官有無番地地先まで	七・〇 一六・〇	七・〇 一六・〇		八七・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人 成器舎21
- 2 代表者の氏名 中川恭彦
- 3 主たる事務所の所在地 笛吹市八代町南千四百三十四番地
- 4 定款に記載された目的
 この法人は、山梨県笛吹市を中心とした地域住民並びに児童を対象に、住民のまちづくりへの参画をはじめ、次世代を担う子供達の健全な育成を助けるとともに社会に対応する人材の育成に関する事業に努め、もって地域の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年十月二十六日から同年十二月二十五日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）として指定した。

平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地	担当する医療の種類
医療法人慈光会甲	甲府市上町七五三番地一	心臓血管外科に関する

二一・五
三二・五
八六・〇

府城南病院		医療 腎臓に関する医療
三木矯正歯科	甲府市丸の内二丁目三〇番一五号	歯科矯正に関する医療
市立甲府病院	甲府市増坪町三六六番地	整形外科に関する医療
東甲府医院	甲府市桜井町二九九番地	整形外科に関する医療 形成外科に関する医療 腎臓に関する医療
医療法人悠紀会武井医院	山梨市上神内川一七四番地	腎臓に関する医療
たけい腎泌尿器クリニック	笛吹市石和町四日市場一七九三番地	腎臓に関する医療
シライ矯正歯科クリニック	大月市大月一丁目一三番一九号シマダビル二階	歯科矯正に関する医療
医療法人社団慈成会三枝病院	甲斐市竜王新町字西裏一四四〇番地	腎臓に関する医療
おぎの歯科・矯正 歯科クリニック	笛吹市石和町松本四一番地三	歯科矯正に関する医療
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三九五四番地	腎臓に関する医療
上野原市立病院	上野原市上野原三一九五番地	腎臓に関する医療 (更生医療のみ)
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六六六三番地一	形成外科に関する医療 脳神経外科に関する医療 腎臓に関する医療
有限会社メデイカ ルシヨウワ正和堂	甲府市塩部一丁目一〇番九号	薬局(調剤)

薬局		
ヒコ薬局甲府店	甲府市増坪町五三一番地三	薬局(調剤)
有限会社池川薬局	甲府市住吉四丁目二番五号	薬局(調剤)
すみれ薬局小瀬店	甲府市小瀬町一四二番地三	薬局(調剤)
薬局もみのき	甲府市長松寺町一三番一〇号	薬局(調剤)
井出薬局	甲府市富士見一丁目二番三三号	薬局(調剤)
壁谷薬局	富士吉田市上吉田二丁目一番一六号	薬局(調剤)
宮本屋薬局上吉田店	富士吉田市上吉田三三三三番地二	薬局(調剤)
ふたば薬局	富士吉田市上吉田六五五番地	薬局(調剤)
株式会社住吉薬局	富士吉田市下吉田三二一番地	薬局(調剤)
すみれ薬局下吉田店	富士吉田市下吉田七九一番地	薬局(調剤)
池谷薬局	富士吉田市下吉田五七五番地二	薬局(調剤)
有限会社宮本屋薬局	富士吉田市竜ヶ丘一丁目五番一〇号	薬局(調剤)
富士薬局	山梨市上石森一五〇番地	薬局(調剤)
カイ調剤薬局	山梨市下神内川二二二番地四	薬局(調剤)
秋山薬局	大月市富浜町鳥沢一九五五番地	薬局(調剤)
小俣薬局	大月市御太刀一丁目三番五号	薬局(調剤)

東北薬剤師会会管 峡北調剤薬局	葎崎市本町三丁目四番四〇号	薬局（調剤）
アトム薬局甲西店	南アルプス市鮎沢一〇三七番地	薬局（調剤）
アトム薬局加賀美 店	南アルプス市加賀美二八九二番地二	薬局（調剤）
街の薬局	南アルプス市野牛島三三四七番地一〇	薬局（調剤）
アトム薬局藤田店	南アルプス市藤田三三八番地三	薬局（調剤）
株式会社中沢薬局 敷島店	甲斐市長塚一三番地六	薬局（調剤）
かすがい薬局	笛吹市春日居町寺本一七番地一	薬局（調剤）
すみれ薬局長坂店	北杜市長坂町夏秋九四五番地四	薬局（調剤）
すみれ薬局玉穂店	中央市成島二四四三番地一	薬局（調剤）
すみれ薬局	中巨摩郡昭和町清水新居二二五番地 二	薬局（調剤）
有限会社太陽堂薬 局	南都留郡富士河口湖町船津三八三二番 地	薬局（調剤）
有限会社赤池薬局	南都留郡富士河口湖町船津三八四四番 地	薬局（調剤）
ふたば薬局	南都留郡富士河口湖町船津五二四七番 地二	薬局（調剤）
ふなつ薬局	南都留郡富士河口湖町船津七四六三番 地一	薬局（調剤）
東山梨訪問看護ス	山梨市上神内川一二九四番地一	訪問看護

テーション

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に
関する工事は、完了した。
平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中央市井之口字村西三三の五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中央市乙黒七百四十四番地 鮎澤武 鮎澤昭夫 鮎澤そのみ

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。
平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南巨摩郡身延町下山字端淵二二二の二〇、二二二の二三、二二二の二二九及び二三
一の二六二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南巨摩郡身延町下山字端淵二百三十一の二十番地 身延高畑精工株式会社 代表取
締役 小宮山禎二

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。
平成十八年十一月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町清水新居字屋敷前一〇二二の二、一〇三三、一〇三三の二、一〇三三
の三、一〇二六の二、一〇二六の三、一〇二七の二、一〇二七の三、一〇二七の四、一〇二七の五、
一〇二八の二、一〇二八の六及び一〇二八の七の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条三千六百番地 株式会社アピオ 代表取締役 秋山進

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番